

**岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会  
調査報告書の提言等を踏まえた今後の再発防止策**

R7. 1. 15

**1 今後の再発防止策（R5. 3. 15 方向性を公表）**

「岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書」で指摘された問題点や提言、「第三者調査委員会報告書に対する県教育委員会の考え方及び学校、県教育委員会の対応上の問題点と発生理由等」及び「ご遺族からの質問事項等に対する説明内容」を踏まえ、これまでの取組に加え、次のとおり再発防止策を主体的・積極的な姿勢で検討する。なお、検討に当たっては、教育委員会事務局内の関係課で構成する検討会議で再発防止策の集約化を図りながら教育委員会会議の協議に付すなど、迅速な対応に努めるとともに、本事案の遺族や公正・中立な外部有識者からも意見を聴取し、幅広い見地から検討を行うこととする。

**（１）部活動を含む指導の適正化**

部活動指導を含む生徒への指導の適正化に向けては、方針の策定や研修による指導の徹底といったこれまでの取組に加え、教員一人一人の更なる意識改革を促し、体罰・不適切指導・ハラスメントの根絶を図るため、新たに次の取組を実施する。

**（ア）学校生活における指導の適正化**

- 「体罰防止ハンドブック」を「体罰・不適切指導・ハラスメント防止ハンドブック」（仮称）へ改訂（生徒への周知、不適切指導・ハラスメント防止も含め全面的に見直し）

**資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」**

○方向性公表時からの変更点

- ・「不適切指導」を、生徒指導提要で用いられる「不適切な指導」に整合

○体罰防止ハンドブック（H25. 9）からの変更点

- ・「不適切な指導・ハラスメント」に関する内容を追加
- ・「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に係る内容を追加
- ・教育動画に関する内容を追加
- ・事例の見直し（パワハラ、セクハラに関する事例を追加等）
- ・懲戒処分の指針（抜粋）、コンプライアンス研修資料一覧を追加

**○遺族・外部有識者の意見を踏まえた主な変更点**

- ・「こども基本法」等を踏まえ、子どもの人権について記載すべき。（遺族・有識者）  
→ハンドブックに記載する。（P. 1）
- ・本事案を事例等として記載すべき。（遺族・有識者）  
→事例等として本事案を記載する。（P. 21）
- ・岡山県教員等育成指標・研修計画に位置付けられ、採用前、新任者、中堅、ベテラン、管理職と、各層に応じてハンドブック等各種資料が活用されるべき。（有識者）  
→研修計画のうち「生徒指導」と「喫緊の課題」で取り扱い、研修においてハンドブック等を活用する。
- ・教員養成段階から不適切な指導の防止に関する啓発活動が必要。（有識者）  
→県内教員養成系大学と県教委との連携会議等の場で議論する。
- ・チェックシート活用の義務化など、継続的なチェック機能が必要。（有識者）  
→教育動画の視聴後や、研修会においてチェックシートで教職員の理解度を測る。（P. 48～50）

- ・本事案を事例等としてより多く記載すべき。(遺族)  
→より多く事例等として記載する。(P. 15、P. 19)
- ・「体罰の例の記述」に息子の事件の認定事実等を網羅した具体的な追記が必要。(遺族)  
→本事案の認定事実を基にした記載を例に追加する。(P. 3)
- ・「不適切な指導・ハラスメントの例の記述」に息子の事件の認定事実等を網羅した具体的な追記が必要。(遺族)  
→本事案の認定事実を基にした記載を例に追加する。(P. 4)

- 生徒や保護者が、体罰・不適切指導・ハラスメントに気づき、援助希求行動をとることができるための教育ビデオを作成し、毎年、生徒及び保護者が視聴する機会を設ける。

**資料②「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画視聴について」**

- ・「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」の内容を映像化
- ・生徒に対しては、学校における「人権教育」や「自殺予防教育」に関する授業の中での活用、保護者に対しては、PTA 研修会での活用を想定
- ・授業に応じて再生時間を調整して活用できるよう、事例を再現した映像を複数作成

**○遺族・外部有識者の意見を踏まえた主な変更点**

- ・本事案を事例として作成すべき。(遺族・有識者)  
→今後作成する教育動画で事例として作成する。
- ・すべての教職員が視聴する機会を創出すべき。(遺族)  
→コンプライアンス研修や部活動担当者対象の研修等で、すべての教職員が視聴するよう取り組む。
- ・動画をただ流すだけでなく、理解度を確認するチェック項目を設けるとか、見た後に話し合う場面を設けるなど、理解を深める仕掛けが必要。(有識者)  
→コンプライアンス研修等で視聴後は、チェックシートを活用して理解度を確認する。

- 生徒の学校生活に関する悩みや不安を把握するため、匿名で相談できるアプリの活用を促進（体罰・不適切指導・ハラスメントが起きた場合などでも、生徒側から安全に相談できる体制の構築）

- ・後述の資料⑥「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」に、活用の促進に関する記述
- ・毎年度初め、県立学校に対し、インストールと活用を促す通知を発出

- 暴言、侮辱的な言動やハラスメント等の不適切な指導について、より厳しい懲戒処分の指針の策定

**資料③「岡山県教育委員会懲戒処分の指針」**

- ・パワー・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに類する言動に関する項目を追加

**○遺族・外部有識者の意見を踏まえた主な変更点**

- ・「不適切な指導」に関する項目を独立して設定すべき。(遺族)  
→新たに「不適切な指導」に関する項目を加える。
- ・懲戒処分の方針の変更が、教職員を委縮させたり余分なストレスを与えるものにならないようにする必要がある。(有識者)  
→教職員の資質向上のための方策となるよう、各学校長等へ周知する際に、キャリアステージに応じた研修や研修計画等も併せて提示する。

○体罰・不適切指導・ハラスメントを行った教員について、懲戒処分に至らなかった者に対しても、再発を防止するため、継続的指導を実施

**資料④「懲戒処分又は行政措置を受けた教職員に対する継続的指導に関する実施要綱」**

- ・行政措置を受けた者に対する対応を追加
- ・管理職間での引継ぎに関する内容を追加

**○遺族・外部有識者の意見を踏まえた主な変更点**

- ・管理監督責任を負った者に対する継続的指導について記載すべき。(遺族)  
→管理監督責任を負った者に対する項目を記載する。
- ・継続指導の場面における、管理職などから教職員への不適切な指導やハラスメント防止についても十分留意してほしい。(有識者)  
→指導対象者が作成する報告書の作成頻度を、月1回に改める。

(イ) 部活動における指導の適正化 ((ア) の対策に加え)

○各校が策定する部活動の活動方針に、体罰・不適切指導・ハラスメントの根絶に向けた研修実施等の対策を明記

**資料⑤「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」**

- ・前文等に、体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する記述を追加
- ・県の方針を踏まえ、各校の活動方針に、体罰・不適切な指導・ハラスメントの撲滅に向けた対策が盛り込まれるよう、研修会等で指導・徹底

**○遺族・外部有識者の意見を踏まえた主な変更点**

- ・入部・退部に関する規則を策定すべき。(遺族)  
→方針に新たに記載する。(P. 7)
- ・部活動指導員や外部委託先団体に、方針を遵守させる対策が必要。(有識者)  
→部活動指導員は採用後、義務付けている研修内で徹底させる。今後、部活動が地域移行された場合の外部団体等への研修は、知事部局の担当部局が担うこととなるため、研修資料を提供するなど協力していく。
- ・研修制度を準備し、合格者を認定して部活動指導に当たらせる認定制度を導入してはどうか。(有識者)  
→認定制度までは設けないが、現在、各校代表者を集めて実施しているハラスメント防止研修を、部活動顧問は受講必須とする。

**(2) 自殺防止対策、自殺事案発生時の対応**

自殺事案対策に関する取組については、これまで、指導資料等の作成や自殺予防教育の徹底、自殺事案が発生した際の対応を的確に行うための背景調査の指針の周知等を行ってきたが、より一層、総合的かつ効果的に取組を推進するため、これらを含めた、自殺事案対策に係る総合的な基本方針を策定する。

○「教職員の体罰・不適切指導・ハラスメント等による生徒の自殺防止対策基本方針」（仮称）の策定

＜内容＞教職員の体罰・不適切指導・ハラスメント等による生徒の自殺防止対策、自殺事案発生時の調査方針、遺族の心情に寄り添った対応、県教育委員会の役割、重大事案発生時の調査体制等

※基本方針の策定に当たり留意する事項

- ・自殺のサインの把握方法や、把握した際の対応のマニュアル化
- ・事案発生時、速やかに原因究明を行うため、予断を入れず国が求める調査や遺族への説明を適切に行うための仕組みの構築

- ・県教委の指導・支援のもと、学校における基本調査を必ず実施する。（3日以内を目途にできるだけ全ての教職員と関係の深かった生徒からの聴き取り実施）
- ※誰がどんな内容の聴き取りを行うかや正確な記録を残すこと、遺族に寄り添った説明を行うこと等をフォーマット化し、盛り込む。
- ・基本調査の報告を踏まえ、県教委は速やかに詳細調査を実施する。（基本調査受領後、1週間程度で調査に着手）
- ・詳細調査組織は、学識経験者、弁護士、臨床心理士など公正・中立な外部有識者で構成する。事務局は県教委に置く。
- ・詳細調査の報告を受けた知事は、遺族の意向等を踏まえ、必要があると思えた場合は、再調査を行うことができる。
- ・再調査組織は、詳細調査とは別の公正・中立な外部有識者で構成する。事務局は知事部局に置く。

- ・事後対応として報告等を行う際に、正確な記録に基づいて対応したり、趣旨を正確に伝達するなど、適切な対応を行うための仕組みの構築

**資料⑥「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」**

（「児童生徒の自殺防止対策基本方針～教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント等による事案の根絶を目指して～」）

○方向性公表時からの変更点

- ・タイトルの変更
- ・「不適切指導」を、生徒指導提要で用いられる「不適切な指導」に整合

○主な内容

- ・「はじめに」に当該事案に対する見解等を記載
- ・第1編「児童生徒の自殺防止対策」については、主に、生徒指導提要の内容を記載
- ・第2編「自殺が起きてしまった時の対応」については、国の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の内容を記載
- ・児童生徒のSOSをキャッチする手段の一つとして、生活アンケートでの教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメントの把握のためのマニュアルを作成
- ・事案発生時の基本調査における、調査フロー図、聴き取りフォーマットを作成
- ・事案発生時の調査において、自死の原因である疑いのある教職員を、調査を担当するメンバーから外す旨を繰り返し記載

○遺族・外部有識者の意見を踏まえた主な変更点

- ・スクールロイヤー制度の活用について記載してはどうか。（有識者）  
→スクールロイヤー制度の活用について記載する。（P.9）

- ・生活アンケートについて、回答しやすいよう選択式に変更すべき。  
(遺族・有識者)  
→選択式に変更する。(P. 36～38)
- ・誰もが「教師の不適切な指導等の再発防止策」と認識できるようタイトルを訂正すべき。(遺族)  
→タイトルを「児童生徒の自殺防止対策基本方針 ～教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による事案の根絶を目指して～」から「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」にする。
- ・本事案の自死のサイン「自分には存在価値がない」の追加が必要。(遺族)  
→自殺のサインの例に「自分には存在価値がないと思うようになる」と記載する。(P. 5)

## 2 再発防止策の検証

再発防止策の効果を検証するため、毎年、次のとおり学校及び個々の教員に対し、状況調査を行うとともに、生徒に対してもアンケート調査を行うことにより、全校の状況を把握する。それらの結果について本事案の遺族から意見を聴取するとともに、公正・中立な外部有識者から評価・検証を受け、公表し、適宜改善を図る。

### (1) 教員を対象に意識調査を実施

指導の適正化を図り、体罰・不適切指導・ハラスメントを根絶するには、教員一人一人の意識改革が不可欠であることから、県立学校において教員を対象に、指導に関する意識調査を実施する。

### (2) 学校における自殺防止対策の状況調査を実施

「教職員の体罰・不適切指導・ハラスメント等による生徒の自殺防止対策基本方針」(仮称)で定める対策の徹底を図り、児童生徒が自殺に至る状況を未然に防ぐため、学校における自殺防止対策の状況調査を実施する。

### (3) 再発防止策の取組に関する、生徒へのアンケート調査を実施

指導の適正化や自殺防止対策の取組について、生徒の側から見ても、効果が現れているかを検証するため、全県立学校生徒を対象に、アンケート調査を実施する。

#### ○遺族・外部有識者の意見を踏まえた主な変更点

- ・各資料の内容の実施をどのように徹底していくのが重要。(有識者)  
→再発防止策の実施に当たり、県内全県立学校等を対象に説明会等を開催し、趣旨等を直接徹底するとともに、各種研修の場において、管理職や担当者に周知・徹底する。
- ・検証・評価は教育委員会からは独立した立場の者が行うことが望ましい。  
(有識者)  
→実施後も、外部の有識者に評価検証をしてもらうことを考えている。

## 【参考】

再発防止策(案)に対し、4名の外部有識者から意見を聴取した。(R6.6.8)

住友 剛(京都精華大学専任教授)

田中 究(兵庫県立ひょうご こころの医療センター 院長 精神科医)

土屋 裕睦(大阪体育大学教授)

渡邊 徹(弁護士)

### 3 今後のスケジュール

|      |     |                   |
|------|-----|-------------------|
| 令和7年 | 2月  | 県立学校へ説明           |
|      | 4月～ | 再発防止策の実施          |
| 令和8年 | 4月～ | 再発防止策の実施後の効果検証の実施 |
|      |     | 再発防止策の改善を適宜実施     |